

会員の皆様へ

震災被災者に係る請求方法については平成23年4月18日付会員通知にてお知らせ済みでしたが、「全国健康保険協会福島支部」では下記の方法で請求するようにとの要望が届きましたのでお知らせ致します。

★下記①と②は別東どし、『支給申請書総括票(Ⅱ)(様式第7号)』はそれぞれに添付すること

- ①被災者の支払免除者分のレセプト(右上欄外に赤色で(災)と記載)
- ②一般患者分のレセプト

※機械対応はしておりません。『支給申請書総括票(Ⅱ)(様式第7号)』は手書き作成での対応となります。

※現在のところ「全国健康保険協会福島支部」の患者分に関する取扱いです。

ご担当者様

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に伴う柔道整復師の施術に係る療養費の請求について

一部負担金を猶予した場合についての取扱は、平成23年4月6日に厚生労働省保険局医療課により示されたところですが、この度の申請書の提出にあたりまして、示された取扱がされていないものがありました。

今回はそのまま受付しましたが、次回以降は厚生労働省より示された取扱をしていただきますようお願ひいたします。

【抜粋】

一部負担金相当額の受領を猶予した場合の取扱い

医療費事務連絡の2(1)により、いわゆる受領委任払いによる療養費の一部負担相当額の受領を猶予した場合には、柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書は、通常の取扱いにより作成し、申請書の上部に赤色で(災)と記載するとともに、他の申請書とは区別して提出すること。

同一月分について、一部負担金相当額の免除に該当する施術と免除に該当しない施術が混在する場合には、それぞれ別葉の申請書に記載の上、同一の患者に係る申請書をクリップでとめ、他の申請書と区分して提出すること。

全国健康保険協会福島支部

業務部業務グループ

024-523-3917